

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業
実施方針に対する質問（意見）への回答

令和5年7月

府 中 市

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
1	2	1	(1)	オ	既存施設、新施設、解体対象施設及び改修対象施設の概要	本計画は、既設施設を運転しながら、建設工事を行い、新施設（マテリアルリサイクル推進施設）建設工事完了後、解体や場内整備、渡り廊下設置工事を行う計画と理解をしています。 表5 計画地に関する事項 に示されています都市計画基準のうち、提案する計画によっては一時的に基準を満たせない可能性があります。（例えば容積率や建蔽率、日影規制、緑化率など） 計画通知（確認申請）を提出する際は、最終整備内容で申請を行い、解体中は、新施設の仮使用申請を行い施設運転をしなければならない場合もございますが、貴市のお考えなどございましたらご教示お願いします。または、検討段階中でしたら、要求水準書を公表される際にお考えをお示しいただきますようお願いいたします。	施設の適法性は工事完了時の最終整備内容が対象となるのが一般的ですが、事業者にて本市関係所管課と協議を行い、適法性を担保した工事計画の提案としてください。 仮使用申請に関しても適切な工事工程の提示及び行政協議の結果を以って要否判断となります。
2	4	1	(1)	キ	事業内容	改修工事の改修時期については、表3に令和6年度から令和11年と記されていますが工事の実施時期については事業者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。実施時期について、条件がある場合は、ご教示願います。	ご理解のとおりです。 ただし、本事業全体の工程を考慮した工事計画である必要があります。
3	5	1	(1)	キ(オ)	事業の対象となる業務範囲	「⑦啓発業務（見学者対応及び行政視察等の本市への対応支援を含みます。）」とありますが、事業者が対応する具体的な業務内容をご教示お願いいたします。	入札説明書等に示します。
4	7	1	(1)	ケ	環境対策及び災害対策	効果的な環境対策を実施し、環境負荷の低減や二酸化炭素等の温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、本施設の立地等を踏まえた適切な災害対策に努めることとございますが、具体的な数値目標等ございましたらご教示お願いします。	入札説明書等に示します。
5	9	2	(3)	ア	入札参加者の構成等	「本施設の所在地をSPC本店の所在地として登記することはできません」とありますが、事業費の削減のため本施設の所在地をSPC本店の所在地とすることをお認めいただけませんか。	本施設の所在地をSPC本店の所在地とすることは不可です。原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
6	10	2	(3)	ア	入札参加者の構成等	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力企業などへ、業務の一部（特殊な業務や専門性の高い業務）を再委託することについて、お認めいただけますでしょうか。	SPCから、運営・維持管理を受託するにあたり、運営・維持管理企業から、協力企業などへ、業務の一部（特殊な業務や専門性の高い業務）を再委託することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他法令に反さない限りにおいて市の事前の承諾を得たうえで可とします。
7	10	2	(3)	ア (カ)	入札参加者の構成等	「建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体(甲型)とする」とございますが、共同企業体の方式(甲型または乙型)は事業者の提案とさせていただきますことは可能でしょうか。	建設JVは特定建設工事共同企業体(甲型)としてください。原案のとおりとします。
8	10	2	(3)	イ (ア)c	共通の要件	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」と記載がございますが、貴市への入札参加資格申請の東京電子自治体共同運営での登録用件で申請業種の組合せに制限があることから、業種を問わず、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していることを共通の要件としていただくことは可能でしょうか。	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」を「令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること。」へ変更します。
9	10	2	(3)	イ (ア)c	共通の要件	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」とあり、また、11頁ではプラント設備の建設を担当する企業の要件として「建設業法第3条1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること」とあります。貴市への入札参加資格申請は東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより申請しておりますが、清掃施設工事の特定建設業の許可に対応する申請業種は〈46 焼却設備〉しかございません。本事業で整備するマテリアルリサイクル推進施設は焼却設備でないため、役割に応じた入札参加資格は〈63 機械器具設置〉と理解してよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 8をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
10	10	2	(3)	イ (ア)c	共通の要件	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」とありますが、東京電子自治体共同運営電子調達サービス『建設工事等競争入札参加資格申請の手引き：四十三版』23頁(10)申請業種 のとおり、〈07 建築工事〉と(B)に該当する業種はどちらか一方しか申請することができませんので、プラント設備の建設企業と建屋の建設企業の個別の要件をそれぞれ満たしている場合、プラント設備の建設を担当する建設企業が、建屋の建設を担当する建設企業を兼務できると理解してよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.8をご参照ください。
11	10	2	(3)	イ (ア)c	共通の要件	「構成企業の役割に応じて、令和5・6年度府中市入札参加資格を有していること」とありますが、東京電子自治体共同運営電子調達サービス『建設工事等競争入札参加資格申請の手引き：四十三版』23頁(10)申請業種 のとおり、〈07建築工事〉と〈3100 解体工事〉はどちらか一方しか申請することができませんので、解体を担当する建設企業は、解体工事の特定建設業許可を受けており、かつ〈07 建築工事〉の参加資格申請をしている場合でも要件を満たすと理解してよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.8をご参照ください。
12	11	2	(3)	イ (ウ)b (ウ)c	管理棟の改修を担当する建設企業 解体を担当する建設企業	建設工事において協力企業が建設JVまたは建設企業の下請けとなることは可能でしょうか。建設JVの構成企業での参画ができない者が協力企業として本事業に参加できるかを確認させていただければと存じます。	建設JVまたは建設企業の下請企業として参加する企業が本事業のコンソーシアムへ参加することは不可とします。市と直接建設工事請負契約を締結する建設企業又は建設JVを構成する企業、SPCと直接契約を締結する企業を構成員又は協力企業としてください。
13	11	2	(3)	イ (ウ)c	マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業	質問No.9の通り、プラント設備の建設を担当する企業の役割に応じた貴市への入札参加資格の業種が機械器具設置となる場合、新施設の設計建設工事に配置する監理技術者の必要な資格は「清掃施設工事」または「機械器具設置工事」のいずれかでお認めいただけますでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No.8をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
14	11	2	(3)	イ (ウ)c	マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設を担当する建設企業	貴市への入札参加資格申請の東京電子自治体共同運営での登録要件では、本施設の建設工事が機械器具設置工事に該当することから、建設工事に配置する監理技術者は「機械器具設置工事」の資格保有者でよろしいでしょうか。	実施方針に対する質問への回答No. 13をご参照ください。
15	11	2	(3)	イ (エ)	管理運営企業の個別の要件	SPCから施設の運転管理業務を受託するにあたり、参加要件を満たす複数の企業で共同企業体を結成し、受託することは可能でしょうか。	SPCから、それぞれが参加資格要件を満たす複数企業で構成される共同企業体に委託することは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他法令に反さない限りにおいて市の事前の承諾を得たうえで可とします。
16	23	資料6	リスク 分担表		入札図書等リスク	事業者が△従負担となっておりますが、どのようなリスクを想定されているかご教示いただけますでしょうか。	入札説明書、要求水準書等において記載がない事項においても、事業者が実施方針及び入札説明書等に示す現地見学及び資料閲覧において確認することができる現地条件の把握は事業者の負担とします。
17	23	資料6	リスク 分担表		用地確保リスク	市、事業者が行った調査により地中埋設物が発見されたことによる費用負担についても用地確保リスクに該当すると考えてよろしいでしょうか。予見不可能な地中埋設物に対して、事業者側では責任は負いかねますので、事業者負担ではないとの認識です。	市が提示した資料から合理的に想定される地中埋設物が発見された場合は事業者負担としますが、市が提示した資料から合理的に想定できない地中埋設物が発見された場合は、原則、市の負担とします。
18	23	資料6	リスク 分担表		税制度変更リスク	「事業者の利益に課される税制度」は、消費税は含まれますでしょうか。明確化の観点から、「法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税制度→事業者リスク」「それ以外の税→発注者リスク」としていただくのはいかがでしょうか。	事業者の利益に課される税制度に消費税は含まれません。原案のとおりとします。なお、市は、消費税の改定に従い必要となる対価を事業者に支払います。
19	23	資料6	リスク 分担表		物価変動リスク	「施設の供用開始前のインフレ・デフレ」に関するリスクは設計建設業務に該当し、「施設の供用開始後のインフレ・デフレ」は運営・維持管理業務に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設業務については、ご理解のとおりです。管理運営業務に係る物価変動については契約締結時からの変動を民間事業者が一定の範囲まで負担することを想定しています。詳細は入札説明書等で示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	質問への回答
20	23	資料6	リスク 分担表		施設の契約不適合 リスク	設定期間内に見つかった契約不適合に関するものとありますが、設定される期間とは、工事請負契約等で定められる契約不適合責任の期間でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
1	7	1	(2)	イ	選定方法	事業者選定においては「技術点」「価格点」にてご評価いただくものと推察しますが、民間ノウハウの最大限の発揮、過度な価格競争による品質低下回避などの観点から、技術点重視の評価基準（例えば「価格30：技術70」など）としていただきますようお願いいたします。	御意見として承ります。詳細は入札説明書等に示します。
2	7	1	(2)	イ	選定方法	価格評価点については、過度な価格競争を防止するために、一定額以下の価格点には上限を設ける価格上限付評価を採用いただきますようご検討をお願いいたします。	御意見として承ります。詳細は入札説明書等に示します。
3	8	2	(2)	ア	事業者の募集・選定スケジュール	落札者決定(R6年5月)から特定事業契約の仮契約締結(R6年7月)までの期間が最大で2か月の予定とのことですが、仮契約締結までにSPCを設立し社内規定を整え所定の決裁手続きに則り契約締結をする必要があるため、この期間を少なくとも3か月程度まで延長いただきますようご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。
4	16	7	(2)		その他の支援	近年、急激な物価変動の影響で、「発注者の予定価格積算時」「事業者の提案価格積算時」「事業開始時」の価格の乖離が大きくなっております。事業の安定性の観点から、物価変動を適正に価格に反映できるよう、初回改定の基準時点は「発注者の予定価格積算時」近くにご設定いただきますよう、お願いいたします。	御意見として承ります。詳細は入札説明書等に示します。
5	23	資料6	リスク分担表		法令等の変更リスク	法令等の新設・変更リスクは事業者にてコントロールすることが不可能なため、事業に直接影響を及ぼすか否かに関わらず、貴市負担としていただきたいと考えます。	原案のとおりとします。
6	23	資料6	リスク分担表		住民対応リスク	事業者が過度なリスク費を見込むことで事業費が高騰することを避けるため、「上記以外」ではなく、「事業者帰責による」としていただきたいと考えます。	原案のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
7	23	資料6	リスク 分担表		住民対応リスク	「上記以外に関する住民の反対運動・訴訟等が生じた場合」は事業者のリスク負担となっておりますが、事案によりリスク分担が事業者のみにならないと考えるので、双方のリスク分担が望ましいと思います。	原案のとおりとします。
8	23	資料6	リスク 分担表		物価変動リスク	事業者が負担すべき物価変動の範囲につき具体的な数値にてご提示願います。 入札から4年後に運営を開始することから、近年物価の上昇傾向を踏まえ、運営開始時点で入札説明書等公表時点との物価変動分は改定の対象としていただけますようお願いいたします。	御意見として承ります。詳細は入札説明書等に示します。
9	23	資料6	リスク 分担表		物価変動リスク	事業者にて保険に加入する場合は、保険料の変動については、より実態に即した物価変動を反映させるために「企業向けサービス価格指数」（日銀調査統計局）の保険項目の指数をご使用いただきたく存じます。 なお、事業者に帰責性がない事象（自然災害等）については貴市にて加入いただく建物災害共済保険を優先して適用いただくことをご検討願います。	前段後段ともに御意見として承ります。詳細は入札説明書等に示します。
10	23	資料6	リスク 分担表		事業の中止・遅延に関するリスク 建設着工遅延リスク 工事費増大リスク 工事遅延リスク	事業者が過度なリスク費を見込むことで事業費が高騰することを避けるため、「上記以外」ではなく、「事業者の責に起因する」としていただきたいと考えます。	原案のとおりとします。
11	23	資料6	リスク 分担表		不可抗力リスク	不可抗力の費用負担として、一定程度までは事業者が負担とありますが、一定程度について規定いただくようお願いいたします。	御意見として承ります。詳細は入札説明書等に示します。
12	23	資料6	リスク 分担表		ごみ量の変動リスク	計画ごみ量については要求水準書に明記されると思いますが、著しい変動の定義についても規定いただくようお願いいたします。	御意見として承ります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	意見への回答
13	23	資料6	リスク 分担表		施設損傷リスク	事業者が過度なリスク費を見込むことで事業費が高騰することを避けるため、「上記以外」ではなく、「事業者の責に起因する」としていただきたいと考えます。	原案のとおりとします。
14	23	資料6	リスク 分担表		施設損傷リスク	「施設・設備の老朽化」に起因する施設損傷リスクが事業者の負担となっておりますが、改修対象の管理用及び既存計量棟の老朽化については事業者の帰責性を判断することが困難なため「新施設・新設備の老朽化、運営不備、警備不備による第三者の行為等に起因するもの」に変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、詳細は入札説明書等に示します。